

平成 29 福情答申第 9 号

平成 30 年 3 月 19 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(保健福祉局健康医療部地域医療課)

福岡市情報公開審査会

会長 田邊 宜克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づき, 平成 29 年 1 月 6 日付け保医第 901-1 号から第 901-4 号により諮問を受けました下記の 4 件の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

1 平成 28 年度諮問第 14 号

「特定整骨院 (A) の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」
の一部公開決定の件

2 平成 28 年度諮問第 15 号

「特定整骨院 (B) の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」
の一部公開決定の件

3 平成 28 年度諮問第 16 号

「特定整骨院 (A) への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導
内容表」の一部公開決定の件

4 平成 28 年度諮問第 17 号

「特定整骨院 (B) への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導
内容表」の一部公開決定の件

平成 28 年度諮問第 14 号から第 17 号まで

答 申

第 1 審査会の判断

「特定整骨院の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」（以下「本件対象文書①」という。）及び「特定整骨院への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」（以下「本件対象文書②」という。）について、福岡市長（「以下「実施機関」という。）が行なった 4 件の一部公開決定（以下「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 28 年 12 月 13 日付け博区健第 1540-1 号、第 1541-1 号、第 1542 号及び第 1543 号で実施機関が審査請求人に対して行った本件各決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成 28 年 12 月 2 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書①及び本件対象文書②に係る 4 件の公開請求を行った。
- (2) 平成 28 年 12 月 13 日、実施機関は、条例第 11 条第 1 項の規定により本件各決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成 28 年 12 月 16 日、審査請求人は、本件各決定について、院長氏名、柔道整復師免許証の登録年月日、交付年月日を公開しないとした部分を不服として、実施機関に対して 4 件の審査請求を行なった。

第 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

(1) 厚生労働大臣発行の整骨院院長の柔道整復師免許証の氏名を隠ぺいしたのは、不当であり違法である。

(2) 院長氏名、免許証の登録年月日、交付年月日を公開せよ。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 29 年 12 月 6 日の当審査会の口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 「施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付文書」とは、柔道整復師法第 19 条 1 項に基づき、開設者が届出事項を届け出たもの（「施術所開設届兼台帳」）及びその際に添付した文書で、その後、処分庁が管理監督の目的で台帳として作成・保管したものである。

イ 「立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」とは、保健所が柔道整復師法第 8 条の 11 に基づき立ち入りした際に、法律の遵守状況を調査し、指導内容を記載したもので、「施術所調査票」が該当する。

(3) 本件各決定を行うに至った理由

施術者の氏名については、柔道整復師法で施術所内に氏名の掲示は義務付けられておらず、施術者の氏名、登録番号、登録年月日及び交付年月日は法令等の規定又は慣行として公にされている情報には該当しないため、条例第 7 条第 1 号の個人に関する情報に該当し、公開することでプライバシーが侵害されるおそれがあるため非公開としたものである。

第 4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 施術所に係る事務について

柔道整復師法第 19 条第 1 項では、施術所を開設した者は、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名等を施術所の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）に届け出なければならないとされ、当該届出事項に変更を生じたときも同様としている。

2 本件対象文書について

(1) 審査請求人は、本件公開請求において、特定整骨院 A 及び B が施術所開設の際に届け出た文書（本件対象文書①）並びに実施機関が当該整骨院に立入調査を行なった際に作成した文書（本件対象文書②）を求めていると解され、実施機関は、本件対象文書①として、施術所開設届（兼台帳）（以下「施術所開設届」という。）、地図、平面図柔道整復師免許証の写し、運転免許証の写し（整骨院 A のみ）を特定し、本件対象文書②として、施術所調査票を特定している。当審査会としては、実施機関が特定した対象文書は、審査請求人の請求趣旨に合致した文書であると認められるため、実施機関による本件対象文書の特定は妥当と判断する。

(2) 次に、当審査会で見分したところ、実施機関は、本件対象文書①及び本件対象文書②において、開設者の電話番号及び住所並びに施術者の本籍地（都道府県名。以下同じ。）、氏名、生年月日、柔道整復師免許に係る登録年月日、登録番号及び交付年月日について、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報として被覆した上で公開しているが、審査請求人は、本件審査請求において、施術者の氏名及び柔道整復師免許の登録年月日及び交付年月日の公開を求めていると認められ、その他の部分については争いがないため、当審査会としては、施術者氏名及び柔道整復師免許の登録年月日及び交付年月日が、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報に該当するか否かを以下検討する。

3 条例第 7 条第 1 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号について

条例第 7 条第 1 号（以下「第 1 号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

ア 特定整骨院の施術者の氏名及び柔道整復師免許の登録年月日及び交付年月日は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから、同号本文に該当する。

イ 当審査会で調査したところによると、施術者の氏名については、国家資格を持つ者を見分けられるよう、厚生労働省は、都道府県を通じて施術所に対し資格情報の院内掲示を促しているようである。しかし、医療法における診療に従事する医師の氏名のように、法令等により掲示を義務付けられているものではなく、すべての施術所において施術者の氏名が掲示されているものではない。

ウ また、仮に、特定整骨院において施術者氏名等が掲示されていたとしても、そのことをもって、本件施術者の氏名が、一般に公表されており

何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報であるとは言えず、慣行として公にされている情報とは認められない。

エ したがって、実施機関が非公開情報とした部分は本号ただし書アに該当せず、その性質上、本号ただし書イ及びウの規定に該当するとは認められない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 1 月 6 日	実施機関から諮問
平成 29 年 6 月 28 日	実施機関から弁明意見書の提出
平成 29 年 12 月 6 日	実施機関からの意見聴取・審議
平成 30 年 1 月 10 日	審議
平成 30 年 2 月 21 日	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子